

公共施設や皆さんの生活に直結するさまざまな制度、イベントなどを紹介するコーナーです。まだ形になっていない現在進行形の計画なども、なるべくご紹介していきます。

式典 米寿と金婚を迎える皆さんを祝福します

町では、米寿と金婚式を迎える皆さんを対象に記念式典を開催します。
▼期日 9月18日(日)
▼会場 町福祉センター寿荘
▼対象
米寿 大正12年4月1日〜大正13年3月31日までに生まれた人
金婚 昭和36年1月1日〜12月31日までに、婚姻届を役場などに提出した夫婦

祭典 2011おうち祭り開催のお知らせ

「2011おうち祭り」が、8月21日(日)に開催されます。会場は、シンボルタワー周辺です。今回は、東日本大震災の復興支援チャリティイベントとしての開催。なお、花火の打上げは、中止となりました。
おうち祭り協賛金の募集
おうち祭り実行委員会では、皆さんにおうち祭りを楽しんで、満喫いただけるように準備を進めています。また、お祭りへの協力と応援を協賛金という形で募集します。
協賛金は、役場産業振興課または、町商工会で受け付けるほか、次の口座



福祉 ひとり親家庭の生活をサポートします

▼対象と年齢 次の子供が18歳未満の児童に該当する18歳までの児童を保護・監督し、生計を同じくしている父母・父母が離婚した児童
・父母が死亡または生死不明の児童
・父母が重度の障害にあたる児童
・父母から引き続き1年以上遺棄されている児童
・父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
・未婚の母の子である児童
・未給養されている児童
・生れてきたときの事情が不明である児童など
※児童が心身に一定以上の障害を持つ場合は、20歳になるまで手当が受けられます。



児童扶養手当制度は、未来ある子どものための大切な制度です。該当するひとり親家庭の人は、忘れず申請しましょう

▼支給の制限 手当の支給開始月から5年、または手当の支給条件に該当した月から7年を経過すると、次の場合を除き、手当が半額となります
・就職している、または求職活動や自立を図るための活動をしている
・身体上または精神上の障害がある
・負傷または病状などにより就職することが困難である
・受給者が保護・監督する児童または親族が、障害、負傷、疾病、要介護状態などであり、受給者が介護する必要があるため、就職することが困難である
※申請方法については、役場福祉課までお問い合わせください。
▼申請・問合先 役場福祉課 47-50223

お知らせ 皆さんの声を明日の町づくりに役立てます

町では、町民の皆さんとの情報交換を行い、今後の町づくりに役立てるための座談会を開催します。
長柄公民館
▼期日 7月27日(土)
▼時間 午後7時〜8時30分
邑楽町公民館
▼期日 7月28日(日)
▼時間 午後7時〜8時30分
福祉センター寿荘
▼期日 7月29日(日)
▼時間 午後7時〜8時30分
▼内容 町からの報告 意見交換
▼申込 問合先 役場企画課 47-5008
座談会には町長も出席します。町民の皆さんと情報交換を行い、明日の町づくりに役立てます



お知らせ 毎月第3土曜日は、町長室開放の日

町では、町長が町民の皆さんからの意見や提言などを、直接聞かせていただく町長室開放事業を行っています。
▼対象 町内在住の18歳以上の個人、またはグループ(5人以内)
※多くの皆さんに参加していただくため、2回目以降の参加については、まだ参加したことがない個人やグループを優先させていただきます。
▼期日 毎月第3土曜日
※日程は、8月27日(日)、9月17日(日)
10月15日(日)です。
※町長の公務などにより、日時の変更や中止する場合があります。
▼時間 1日3回(1回50分以内)
①午前9時〜9時50分
②午前10時〜10時50分
③午前11時〜11時50分
▼申込方法 電話で申し込む(先着順)
▼申込締切 希望日の2週間前まで
▼問合先 役場総務課 47-5003

福祉 障害のある児童を扶養する人をサポートします

特別児童扶養手当は、精神や身体に障害を持つ児童を扶養する人に手当を支給するものです。対象になる人は、申請をしてください。
▼対象 精神や身体に障害を持つ満20歳未満の児童を、保護や監督する父または母(所得の多い方)、父母以外で児童を養育している人
▼支給額(月額)
障害1級 5万5500円
障害2級 3万3,670円
※認定されると、請求をした月の翌月から支給され、4月、8月、11月にそれぞれの前月までの分が支払われます。また、支給理由が消滅したとき
▼申請・問合先 役場福祉課 47-50223

福祉 1年以上家庭で介護している皆さんへ 家族介護慰労金のご案内

町では、家庭で介護を行っている人に慰労金を支給しています。
▼対象 次のすべての条件に当てはまる人を在宅で1年以上(基準日8月1日)介護している人(介護者がいない場合は本人)
①介護保険法要介護4、5に相当する人
②一定以上の施設サービス(入院・入所100日)などを受けなかった人
▼支給額(年額) 8万円
※町民税非課税世帯で介護保険サービス(1週間程度のショートステイを除く)を受けなかった場合は、年額10万円
▼申込方法 各行政区の民生委員に申し出る(介護保険法の要介護認定を受けていない人は、職員などによる訪問調査を行います)
▼問合先 役場福祉課 47-50223

公共施設や皆さんの生活に直結するさまざまな制度、イベントなどを紹介するコーナーです。まだ形になっていない現在進行形の計画なども、なるべくご紹介していきます。

財 政

町の財政状況を知るバロメーター
財務書類4表をホームページに掲載

町では、平成21年度決算に基づく財務書類4表をホームページに掲載しました。また、役場総務課でもご覧いただけます。

▼財務書類4表(次の4つの書類)
貸借対照表(バランスシート)
▼町が保有している資産と、その資産をどのような財源で賄ってきたかを対照表示した表
行政コスト計算書
行政サービスに係る経費と、その行政サービスの直接の対価として得られ

た財源を対比させた財務書類
資金収支計算書
町の資金の出入り情報を3つの区分に分けて表示した財務書類
純資産変動計算書
貸借対照表の純資産の部に計上されている数値が1年間で、どのように変動したかが分かる計算書
▼ URL <http://www.town.ora.gunma.jp/datakoukaikei.html>
▼問合せ 役場総務課 ☎47-50004

募 集

町づくりにあなただの力、生かしてみませんか
平成24年度採用の役場職員募 集

町では、平成24年度に採用する町職員を募集します。

▼募集職種 一般事務
▼募集人数 若干名
▼受験資格 高等学校卒業程度以上の学力を有し、昭和59年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人
▼試験日・会場
第一次試験 9月18日⑨・町役場
第二次試験 10月下旬予定・町役場
▼受付期間 7月21日⑨～8月5日(土・日曜日・祝日は除く)

▼受付時間 午前8時30分～午後5時15分
▼申込・問合せ 役場総務課 ☎47-50001



募 集

音楽でいやされながら健康づくり
音楽療法教室の参加者募 集

町地域包括支援センターでは、音楽療法教室を開催します。

▼期 日 7月27日⑩
▼時 間 午前10時～11時30分
▼会 場 保健センター
▼対 象 町内在住の65歳以上の人
▼講 師 林中マミ先生
▼参加費 無料
▼申込方法 電話で申し込む

▼申込・問合せ 町地域包括支援センター ☎80-9300



音楽療法は、ストレス解消や認知症予防にも効果があると言われていま

融 資

ぜひ、町の融資制度をご利用ください
勤労者住宅・生活資金融資制度

町では、勤労者を対象に住宅・生活資金融資を行っています。

▼勤労者住宅資金融資制度
▼対象(すべての条件に該当する人)
①町内在住または、在勤の人
②町内に自宅を建築(購入)する人
③町税を完納している人
▼融資額 500万円以内
▼融資金率 年2.3%
▼融資期間 20年以内
▼最終返済年齢 満65歳まで
▼勤労者生活資金融資制度
▼対象(すべての条件に該当する人)
①同一事業所に1年以上継続して勤務している人

②町内に1年以上住んでいる人
③町税を完納している人
▼資金使途 本人または同一生計家族の医療費や冠婚葬祭費、教育費など
▼融資額 1世帯100万円以内
▼融資金率 年2.5%
▼融資期間 5年以内
▼申込先 群馬銀行邑楽町支店、東和銀行邑楽町支店、足利銀行館林支店、館林信用金庫邑楽町支店、足利小山信用金庫邑楽支店、中央労働金庫大泉支店、JA邑楽館林中野・高島・長柄支所(住宅資金融資制度のみ)
▼問合せ 役場産業振興課 ☎47-50206

募 集

料理を作る楽しさを通じて「食育」を体験
おやこ食育教室の参加者募 集

町食生活改善推進協議会では、おやこ食育教室を開催します。

▼期 日 7月27日⑩
▼時 間 午前9時30分～午後1時
▼会 場 保健センター
▼対 象 町内在住の小学4年生以上とその保護者
▼定員 12組(先着順)
▼費用 1人300円(テキスト、食材料)
▼持ち物 エプロン、三角きん

▼申込方法 電話で申し込む
▼申込締切 7月22日⑨まで
▼申込・問合せ 保健センター ☎88-5533



募 集

小さい命の大切さを実感してみませんか
ふれあい体験の参加者募 集

保健センターでは、ふれあい体験を実施します。

▼実施日時 下の表を参照
▼会場 保健センター
▼対 象 町内在住の小学6年生と中学生
▼持参するもの エプロン
※体育着を着用して、爪を切って参加してください。
▼申込方法 各実施日の前日までに電話で申し込む
▼申込・問合せ 保健センター ☎88-5533

●実施日時などの一覧

期 日	時 間	種 目
7月20日(休)	午後1時～3時	3歳児健診
22日(金)	午前9時30分～11時	離乳食相談(後期)
8月2日(火)	午後1時～3時	4か月児健診
3日(水)	午後1時～3時	2歳児歯科健診
5日(金)	午前9時30分～11時	離乳食相談(前期)
5日(金)	午後1時～3時	1歳6か月児健診
11日(休)	午後1時～3時	8か月児健診

医 療

有効期限は7月31日までです
国民健康保険高齢受給者証などの更新

国民健康保険高齢受給者証・後期高齢者医療被保険者証の更新

国民健康保険高齢受給者証と後期高齢者医療被保険者の負担割合は、前年度の所得などで判定されています。新しい受給者証(8月1日更新)は、7月中旬に郵送されます。

※国民健康保険高齢受給者証は、被保険者証(カードサイズ)と2枚1組でご利用ください。限度額適用認定証などの更新

国民健康保険限度額認定証、後期高齢者医療被保険者限度額適用・標準負担額減額認定証などの有効期限は7月31日までです。引き続き交付を希望する人は、8月中旬に、役場保険年金課窓口で申請してください。

▼持参するもの 国民健康保険被保険者証、または後期高齢者医療被保険者証、印鑑
▼問合せ 役場保険年金課 ☎47-50206

種 類	対 象	医療費負担	有効期限	更新手続き
保 国 民 健 康 保 険	高齢者受給者証	1割負担(所得により3割負担)	7月31日	該当者に7月中旬に郵送予定
	限度額適用認定証など(入院時に必要な人)	入院時の自己負担上限額などが軽減	7月31日	役場保険年金課の窓口で直接更新手続きをする
医 療 高 齢 者 制 度	後期高齢者医療被保険者証	1割負担(所得により3割負担)	7月31日	該当者に7月中旬に郵送予定
	限度額適用・標準負担額減額認定証(入院時に必要な人)	入院時の自己負担上限額などが軽減	7月31日	役場保険年金課の窓口で直接更新手続きをする